

## 本日の会議に付した事件

平成30年第4回山元町議会定例会

平成30年12月7日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 5 報告第17号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 6 議案第53号 互理地域介護認定審査会特別会計条例
- 日程第 7 議案第55号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第56号 山元町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第57号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 山元町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、6番岩佐秀一君、7番菊地康彦君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に申し上げます。

12月7日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

常任委員会。

12月8日、土曜日、12月9日、日曜日、12月10日、月曜日、休会。

12月11日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月12日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

12月13日、木曜日、常任委員会。

12月14日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から12月14日までの8日間にした  
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間に決定しました。

---

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

10月5日、亙理地方町議会議長会議員研修会が開催され、全議員が出席しました。

10月10日、全国町村議会広報研修会が開催され、議員2名が出席しました。

同日、千葉県白子町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

10月30日から31日、伊達い〜とこサミットが開催され、北海道伊達市を訪れました。

11月5日〜7日、仙南・亙理地方町村議会議長会主催による視察研修会が開催され、石川県中能登町、富山県立山町を訪れました。

11月5日、長崎県島原市議会議員が視察研修のため訪れ、副議長が出席しました。

11月6日、宮城県町村議会広報研究会が開催され、議会広報・広聴常任委員会委員が出席しました。同日、宮城県議会主催による県政セミナーが開催され、議員6名が出席しました。

11月12日、千葉県芝山町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

11月14日〜15日、議会運営委員会委員と視察研修のため、福島県西会津町、矢吹町を訪れました。

11月21日〜22日、第61回町村議会議長全国大会と県選出の国会議員との懇談会が東京で開催され、出席しました。

11月27日、宮城県町村議会議長会議が開催され、出席しました。

11月28日〜29日、町主催による企業誘致に伴う視察研修が開催され、三重県伊賀市企業を議員5名と訪れました。

総務民生常任委員会、10月2日、18日、29日、11月13日、30日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、10月3日、17日、31日、11月16日、委員会が開かれました。

裏面をご覧ください。

議会広報・広聴常任委員会、10月4日、15日、24日、12月4日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、9月26日、10月19日、11月19日、12月5日、委員会が開かれました。

全員協議会、10月19日、11月19日、12月4日、協議会が開かれました。

2. 陳情等の受理。陳情等10件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等24件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員5名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等24件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成30年第4回山元町議会定例会が開会され、平成30年度一般会計補正予算案を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、先月19日に行われた渡辺復興大臣による「東日本大震災被災地の現地視察」についてですが、当日は沿岸自治体を中心に復興の現状をご覧いただく中、本町においては「ひだまりホール」を会場に、展示コーナーに展示された当時の記録をご覧いただいたほか、私から町の被災状況や復興の状況等をご説明申し上げたところであります。

また、これまでの手厚い財政支援措置に心から感謝を申し上げるとともに、本町の創造的復興は道半ばであることから、引き続き、現在の特例的な財政支援の継続と、被災地の実態に即した復旧・復興に係る各種制度の改善・拡大について要望いたしました。

本町が真の復旧・復興をなし遂げるためには、国による財政支援や税制上の優遇措置に加え、各種の規制緩和、人的支援など、長期にわたる特例的な支援が必要不可欠であり、引き続き、国の動きを注視しながら、町の窮状を訴えてまいりたいと考えております。

次に、先月18日に開催いたしました「第8回山元町ふれあい産業祭」についてですが、天候にも恵まれ、町内事業者を中心に80ブースが立ち並び、さわやかな秋晴れの下、昨年を上回る3万5,000人もの皆様にご来場いただき、盛会裏に幕を閉じることができました。

特に、町が誇る3大特産品、イチゴ、リンゴ、ホッキ貝の無料試食には、早くから行

列ができ、昨年よりも数をふやした「りんごの試食」や、「りんごジュースの試飲」、「焼きホッキの試食」にも、早い時間帯に配布が終了するほどの盛況でありました。

また、復興支援ブースには、震災直後から本町への職員派遣を初め、物心両面にわたり大変心強いご支援を賜っている、北は北海道から南は四国まで、全国18自治体から各々特色あるご当地グルメが出展され、会場に彩りを添えていただきました。

そのほか、各種ステージイベント等も大いに盛り上がりを見せるとともに、ことしから設けた荷物一時預かり所も好評を博し、ご来場された皆様には、祭りを存分に満喫いただけたものと考えております。

これもひとえに、関係機関や生産者が一体となって築き上げてきた取り組みが、震災を契機とした絆でさらに高まり、チーム山元の成果として結実した結果であると受けとめております。今後とも、本町最大のイベントとして定着した「ふれあい産業祭」を通じ、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

それでは、町の復興・創生に向けた最近の取り組みについて、ご報告申し上げます。

初めに、合戦原遺跡の発掘調査で発見された本町の新しい宝である線刻壁画についてですが、保存処理のため約2年にわたる修復・加工処理を終え、本町に戻ってきたことから、平成元年の開館以来となる歴史民俗資料館のリニューアルオープンに戻ってきたことから、平成元年の開館以来となる歴史民俗資料館のリニューアルオープンにあわせ、先月3日公開記念式典を開催いたしました。

この「線刻壁画」については、宮城病院敷地の一角、桜塚新市街地造成に伴う埋蔵文化財発掘調査の際に、約1,400年前の飛鳥時代にも遡る「合戦原遺跡群の横穴墓」から偶然発見されたものであり、描かれた壁画には、鳥・人・家などさまざまな図柄を確認することができるなど、東北地方でほとんど例がないものであります。

本町の歴史の深さを再認識させてもらえるとともに、文化財に宿る先人たちの足跡や知恵を、大変、尊く感じることもできるものであります。県指定はもとより国指定の重要文化財としての可能性が極めて高いものであると、学術的にも非常に高い評価を得ているところであります。

町といたしましては、この震災復興の過程で発見された線刻壁画を、町の大きな宝、貴重な観光資源の1つとして、大震災の記憶とともに、後世にしっかりと受け継いでまいりたいと考えております。

なお、横穴墓からは、国内でも出土がわずかな銅製壺鐙と言われる非常に豪華な馬具や、武具等の副葬品が約1,000点も出土しており、保存処理が終わり次第、順次公開を行ってまいりますので、歴史民俗資料館でぜひ、ご覧いただければ幸いです。

次に、東日本大震災からの早期復興と、効率的な経営とともに安定的な上下水道事業の実現のため、平成25年度に本町と横浜市、横浜ウォーター株式会社の3者により取り組んできた本町の下水道事業についてですが、去る9月10日、国土交通省で行われた平成30年度国土交通大臣賞授賞式において、創意工夫のある優れた取り組みに贈られる「循環のみち下水道賞」を受賞いたしました。

この賞は、国土交通大臣賞として平成20年度から毎年表彰が行われているもので、本町の官民連携による上下水道事業一体運営が、下水道の使命を果たし、社会に貢献したモデルケースとして、さらに地域の早期復興に大いに寄与した取り組みであることが評価されたものであります。

次に、通勤・通学や、町のイベント時の活用など、幅広い利用が見込まれるJR山下駅前駐車場の利用状況についてですが、一昨年12月の供用開始から常に注視してまいりましたが、当初計画していた1日当たりの計画駐車台数50台に対し、現在では60台を超える利用台数となっております。

このような状況に加え、プリペイドカードの利用者の伸びが顕著であることや、坂元地区の駅前月決め駐車場の料金設定等も考慮し、さらなる利用者の増加とサービス向上を図るため、料金設定を一部見直すことにいたしました。

具体には、利用率が高いプリペイドカードの料金設定を、5,000円で21回から3,000円で30回の利用とするものであり、収支シミュレーションにおいても採算が取れる結果となったことから、今議会において料金改定に係る条例議案を上程しております。

次に、町営住宅の入居要件の緩和についてですが、子育て世帯の経済的な負担の軽減や、これから出産を控える新婚世帯など、若い世帯への支援の拡充及び定住促進を図るため、町営住宅への入居要件を緩和することにいたしました。

具体には、認定月額が高くても町営住宅へ入居することができる裁量世帯の要件について、子育て世帯の同居者の要件を未就学児から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養親族へと拡大したほか、新たに新婚世帯に係る要件を追加した条例議案を上程しております。

町といたしましては、今回の改正により、若い世帯の町営住宅への入居機会のさらなる拡大を図れるものと考えており「子育てするなら山元町」の実現に向け、引き続き、さらなる支援策を検討してまいります。

次に、子育てをお願いしたい保護者と、子育てを手伝いたい地域の皆様をつなぎ、地域で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業についてですが、今月1日からこどもセンター内に事務室を構え、事業を開始いたしました。センターを利用するためには、事前に会員登録が必要となりますが、先月1日から登録を開始したところ、先月末には既に20人を超える申し込みがあり、多くの町民の皆様にご利用いただけるものと期待しております。

次に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、中山区の久保間中山線道路改良工事に伴う「万太郎橋の架け替え工事」についてですが、平成26年の工事着手以来、5年の歳月をかけ進めてまいりましたが、先月16日に工事が完了し、供用を開始いたしました。

本事業の完了により宮城野ゴルフクラブや新地方面から山元南スマートインターチェンジへのアクセスが一段と向上し、交流人口の拡大に大いに寄与するものと期待しております。

また、復旧・復興事業に伴う町道の大規模補修事業については、先月末までに、町道20路線、総延長約23キロメートルの補修工事がおおむね完了したほか、県道相馬亘理線改良工事については、既に工事が進められている、坂元川及び戸花川橋梁部、新浜地区に加え、福島県境から町道上平磯線にかけての約800メートルの区間について、年度内の供用開始を目指し、舗装工事を継続して実施していると伺っております。

なお、笠野地区周辺の安全対策については、既に築堤工事が開始され、計画的に工事が進められているところであり、笠野地区と国道6号を結ぶ高瀬片平山線の舗装補修工

事についても、入札手続を経て施工業者が決定され次第、今議会に本契約に係る契約議案を上程する予定であります。

次に、企業誘致等の状況についてですが、つばめの杜地区の商業用小区画に建設が進められていた歯科医院については、先月5日から診療が開始され、これにより同地区の商業区画については、全ての区画に事業者が立地したところであります。

こうした施設の完成により、にぎわいあふれるコンパクトで質の高い市街地形成が図られ、利便性と快適性を兼ね備えた、住みやすく魅力的な市街地形成が図られていくものと考えております。

また、去る10月20日には、本町最大のものづくり企業「岩機ダイカスト工業株式会社」が創立50周年を迎えたことから、つばめの杜ひだまりホールにおいて、阿部議会議長を初め、関連企業等から約80人の出席のもと、記念式典が開催されました。

同社は、現在の前身となる岩機ダイカスト工業所を坂元の地において創業され、以来、半世紀もの長きにわたり「ダイカストの夢一筋」を掲げられ、社員の皆様と力を合わせ、一貫してダイカスト製品の開発と製造・販売に、心血を注いでこられました。

町といたしましても、これまでの町の振興・発展に対する多大な貢献に心から御礼を申し上げるとともに、地域産業を牽引する企業として、また、町の次代を担う若者の雇用の場として、引き続き、力強いご支援・ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

次に、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向け、新坂元駅前の商業施設用地に建設中の、本町の新しいランドマークとなる、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」についてですが、建設工事は順調に進捗しており、現在は建物本体の工事を終え、外構工事に取りかかっており、年内完成に向け大詰めの工程に差しかかっております。

なお、来年2月9日のグランドオープンを予定しており、この農産物直売所「やまもと夢いちごの郷」の営業開始により、新山下駅前及び新坂元駅前両地区に整備した、全ての商業用区画において営業が開始されることとなります。

次に、沿岸部における土地の整序化と営農再開を目的とした山元東部地区農地整備事業についてですが、農地整備事業により復活した大地（水田約152ヘクタール、畑約265ヘクタール）では、この秋に収穫期を迎え、沿岸部の農地には黄金の稲穂が織りなす金色のじゅうたんが広がりました。

ことしは、記録的な猛暑となる一方で、水稻の出穂前の少雨による影響も出るなど、作物の管理に気を使う日々が続いておりましたが、そのような中でも、水田では担い手を初めとする農家の方々、畑地においても大規模経営体等によって適切な営農管理がなされたことで、無事、実りの秋を迎えることができたと同っております。

また、沿岸地域の排水対策についても農地整備にあわせて着々と進んでおり、10月末には牛橋河口の右岸隣接地で工事を進めてきた横須賀排水機場の供用が開始されたところであります。

一方、戸花川下流部左岸に計画している戸花川排水機場については、保安林解除手続や用地交渉が難航したことにより、完成は来年度となる見込みではありますが、その他の基幹的排水施設については、本年度中の完成に向けて順次、整備・改修が進められており、地域の長年の課題であった排水問題の解消に向け、その完成が待ち遠しいところであります。

次に、役場庁舎新築復旧事業の進捗状況についてですが、工事は順調に進捗しており、今月14日にも竣工を迎える予定となっております。

なお、今後は備品の据えつけや各種システムの移設工事等を順次進め、仮設庁舎からの引っ越しを経て、来年5月7日から新庁舎での業務を開始し、また、5月10日には議員の皆様にもご列席いただき、開所式を開催する予定としております。

今後とも、皆様のご期待に沿えるよう、引き続き全力で事業に取り組んでまいります。

次に、第6次山元町長期総合計画の策定事業についてですが、去る10月17日に第1回の委員会を開催し、20名の方に委員を委嘱いたしました。委嘱した委員の皆様は、幅広い分野と年代層に加え、8名の女性に参加をいただいております。会長には区長会会長で八手庭区長の清野氏が、副会長には松村医院医師で静和会会長でもある松村氏が選任されました。

審議会では、今後、来年度上半期までに答申を取りまとめる予定となっております。各分野における専門性はもちろんのこと、これまでのご経験、そして柔軟で自由な発想による多くのご意見を集約していただけるものと期待しているところであります。

町といたしましても、将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けて、住民の皆様や、議員各位から幅広くご意見をいただきながら、引き続き、鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、町内初となる「交通死亡事故ゼロ1,000日達成」についてですが、平成28年1月31日からことし10月26日の1,000日間において、町内で死亡事故が発生しなかったことから、先月7日、県警察本部長から褒状をいただきました。

なお、その後も死亡事故は発生しておらず、日々、記録を更新しているところでありますが、町といたしましても、この記録を一日でも長く延ばせるよう、関係機関と連携を図りながら町民総ぐるみで交通安全に努めてまいります。

次に、消防広域化についてですが、さきの第3回議会定例会において、関連する議会議決案件及び補正予算議案のご可決を賜ったことから、去る10月18日、県庁において、消防広域化許可証交付式が開催され、県知事から新たな消防本部の設置に係る許可証の交付を受けてまいりました。

このことにより、来年4月から、あぶくま消防本部として正式にスタートする運びとなりましたので、引き続き、運営開始に向け諸準備を進めてまいります。

次に、児童生徒にとって、よりよい学びができる環境をつくることを目的に、検討を進めている町内小・中学校の学校再編についてですが、教育委員会での協議、町と教育委員会との調整の場である総合教育会議での意見交換を経て、検討委員会での方向性を尊重し、小学校については10年後を目途に1学校区に再編、中学校については現山下中学校を活用し、2021年4月に1学校区に再編する方針（案）として取りまとめたところであります。

なお、今後は、今月2日に山下・坂元両地域交流センターで開催した住民説明会や、先月から募集を行っているパブリックコメントにおいていただいた意見も踏まえながら、再度、総合教育会議で意見交換を行い、教育委員会定例委員会において最終的な方針をまとめる予定であります。

次に、去る10月28日に実施した山元町総合防災訓練についてですが、当日は休日にもかかわらず、昨年度を上回る2,914人もの町民の方々に参加していただきまし

た。今回の訓練では、小・中学校と地域住民が一体となった避難訓練を実施したほか、山下中学校体育館を会場に行った防災研修会において、段ボールベッドの展示や、自衛隊による応急救護の訓練や炊き出しなどを行ったところであります。

また、この段ボールベッドを提供いただいた、岩沼市に工場を構える株式会社トーモク仙台工場と、災害時応急用段ボールの供給に関する協定を締結する運びとなり、先月26日に調印式をとり行いました。

本協定により、避難所環境のさらなる改善が図られることから、今後発生し得る災害への備えとして、大変心強く感じているところであります。

以上、これまでの我が町の復興・創生に向けた各種の事業取り組みについて、ご報告申し上げます。

引き続き、町の復興・創生に向け、「チーム山元」一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第16号専決処分の報告（賠償額の決定及び和解）については、定住促進事業の交付決定に誤りがあった事案について、裁判外紛争解決手続により、和解同意が得られたことから報告するもの。

報告第17号専決処分の報告については、町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事について、施工内容や数量等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第53号亘理地域介護認定審査会特別会計条例については、亘理町と共同設置する介護認定審査会の幹事町が本町に移行することに伴い、地方自治法の規定に基づき特別会計を設置する条例を制定する必要があるため、提案するもの。

議案第54号山元町課等設置条例の一部を改正する条例については、復興体制の収束に伴い職員数が年々減少する中においても、業務継続可能な組織体制、さらには私の公約に掲げた交流促進・観光振興に特化した部署、子育て・婚活・定住を支援するワンストップ窓口等の新たなニーズに的確に対応するため、行政組織を再編するに当たり、所要の改正を行うもの。

議案第55号から57号までの山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等については、人事院勧告等の趣旨を踏まえ、給料及び手当に関する所要の改正を行うもの。

議案第58号山元町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第59号山元町農産物直売所設置条例の一部を改正する条例については、東日本大震災により被災した農産物直売所「夢いちごの郷」及び山元・田園空間博物館総合案内所「笠野学堂」、並びに「磯恩賜郷倉」を複合的に復旧し、新たに『農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」』として設置するため、所要の改正を行うもの。

議案第60号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例については、子育て・新婚世

帯の定住促進を図るため、入居要件の一部を緩和するもの。

議案第61号山元町駐車場条例の一部を改正する条例については、山下駅前駐車場の利用者増加とサービス向上を図るため、前払式回数駐車券の使用単位及び使用料を改正するもの。

議案第62号については、谷内排水機場除塵機設置工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第63号及び64号については、新庁舎の備品購入事業に係る物品購入契約について、財産の取得について議会の議決を求めるもの。

議案第65号公の施設の指定管理者の指定については、山元町農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」の管理を行う指定管理者を選定するもの。

議案第66号から68号までについては、町営住宅滞納家賃等の請求に係る訴えの提起及び和解について、議会の議決を求めるもの。

議案第69号については、町道の路線認定について、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第70号平成30年度山元町一般会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

初めに、一般会計の各款に計上しております人件費につきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額を措置したものであり、また、財源内訳の変更につきましては、山元町過疎地域自立促進計画に基づき、少子化対策事業等のソフト事業13事業分約4,800万円の財源内訳の変更を行うものでありますので、これら以外の主な補正予算の内容について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費については、財政管理費においてふるさと納税事業の寄附実績が想定を大きく上回ったことから、寄附金の見込み額にあわせ、関連する諸経費を上方修正するものであります。

また、財産管理費においては、復興交付金事業の第22回申請に係る交付額決定に伴い、震災復興交付金基金に積み立てる経費を増額するとともに、諸費においては、笠野区集会所再建事業について、夢いちごの郷で使用しているトレーラーハウスの活用は、建築確認を受ける必要があり困難となったことから、中古のプレハブでの再建に変更するため、増額措置するものであります。

次に、農林水産業費については、漁港施設復興推進費において、磯浜漁港の東波除堤改良に係る設計費及び漁港内に整備されていた環境施設の移転復旧に係る設計費について、復興交付金の内示に基づき追加措置するものであります。

次に、教育費については、学校管理費において、小・中学校の猛暑対策として、国庫補助金を活用し、町内の小・中学校の普通教室、並びに特別教室等にエアコン設備を整備するための経費を追加措置するものであります。

最後に、債務負担行為の追加については、広報やまもと印刷製本業務ほか24件について、来年4月1日の業務開始に向け、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただ今申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国県支出金や諸収入等を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した

結果、歳入歳出それぞれ約10億4,000万円を増額し、総額136億2,000万円余とするものであります。

続きまして、各特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第71号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費において人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額したほか、諸支出金については、上半期の支出状況から不足が見込まれる国民健康保険税の過誤納還付金について増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、一般会計繰入金を増額し、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約70万円を増額し、総額19億2,000万円余とするものであります。

次に、議案第72号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出予算のうち、総務費及び地域支援事業費において、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源としては、国庫補助金及び一般会計繰入金を増減し、歳入歳出それぞれ約20万円を増額し、総額14億6,000万円余とするものであります。

続きまして、企業会計補正予算案について申し上げます。

議案第73号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

水道事業費、資本的支出ともに、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として給料及び手当等を増額したほか、新庁舎建設に伴う企業会計システムのネットワーク構築に係る経費を追加措置するものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約28万円増額し、総額4億円余に、資本的支出を約3万円増額し、総額1億7,000万円余とするものであります。

次に、議案第74号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

下水道事業費、資本的支出ともに、人事院勧告の趣旨を踏まえた改正に係る調整額として、給料及び手当等を増額したほか、新庁舎建設に伴う企業会計システムのネットワーク構築に係る経費を追加措置するものであります。

また、資本的支出においては、長寿命化計画に基づく、山元浄化センター汚泥脱水設備の更新事業について、県との協議により事業の一部前倒しが認められたことから、予算の組み替えとともに増額措置し、係る財源の企業債と国庫補助金においても同様に増額するものであります。

今回の補正額は、収益的支出を約40万円増額し、総額5億円余に、資本的収入を約6,500万円増額し、4億円余に、資本的支出を約6,500万円増額し、総額6億5,000万円余とするものであります。

以上、平成30年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課・室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に「町道高瀬片平山線舗装補修工事」外1件の工事契約案件、「新庁舎の備品購入契約」に係る財産取得案件、任期満了に伴う「人権擁護委員の推薦」に係る人事案件について、追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げた際には、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前 10時49分 休憩

---

午前 11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第4. 報告第16号を議題とします。

本案について報告を求めます。

町民生活課長（大和田紀子君）はい、議長。報告第16号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。2枚目をお開きください。

町は、山元町定住促進事業において相手方に誤った金額の交付決定通知書を送付したことに関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定したのでご報告申し上げます。

1. 相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2. ADR申し立ての概要についてです。町と相手方は、相手方が町に対し、平成29年1月20日、山元町定住促進事業補助金交付申請をしたことに対し、山元町定住促進事業補助金交付要綱に基づき、相手方が町から交付を受けられる同補助金額は120万円であるにもかかわらず、町が誤って同補助金額を200万円と記載した同年3月1日付山元町定住促進事業補助金交付決定通知書を作成し、これを相手方に対し送付したことにつき、相手方が町に対し、主意的には書面による贈与契約に基づく差額請求権として、予備的には損害賠償請求権として80万円の支払いを求めたものでございます。

3. 損害賠償の額、その他和解条項でございます。

1 町は、相手方に対し本件解決金として5万円の支払い義務があることを認める。

2 町は、相手方に対し前項の金印を平成30年12月10日限り、指定口座に振り込む方法により支払う。振り込み手数料は町の負担とする。

3 町は、相手方に対し本件に関し、町の誤った補助金額の通知により相手方に種々の迷惑をかけたことについて、改めて謝罪し、真摯に反省する。

4 相手方及び町は、本件に関し和解契約書に定めるもののほかについては、以上で解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

5 成立手数料は折半とする。

以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第16号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第5．報告第17号を議題とします。

本案について報告を求めます。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。報告第17号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について、別紙のとおり専決処分するものです。概要につきましては、第4回議会定例会配布資料No.1でご説明いたしますので、ご準備願います。

本件は、町道1号東街道線（その1）外5路線町道補修工事において、契約内容の一部に変更が生じたことから、変更契約を締結したものです。

次に、主な項目と内容を説明させていただきます。

1の契約の目的、2の契約の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

3．契約金額、原契約が1億2,813万3,360円、消費税を含みます。変更が1億2,944万9,880円、消費税を含みます。増額131万6,520円、消費税を含みます。1.03パーセントの増となります。

工事の場所は、山元町八手庭地内ほかとなっております。

5．工事の概要ですが、裏面をお開き願います。

変更分の説明になりますが、表層工2万2,670平米が2万3,013平米に、343平米の増。路上路盤再生工2万650平米が2万880平米に、230平米の増。路面切削工が1万3,710平米が1万3,999平米に、280平米の増となります。

1ページ目にお戻り願います。

工期は、記載のとおりで変更ありません。変更の理由ですが、現場精査の結果、表層工及び路上路盤再生工、路面切削工の面積の増となったことにより変更増したものです。

2ページの図面のほうに今回の施工範囲、赤で着色しているところで、舗装幅員等で若干の増減がありまして、変更となったものとなります。

1ページにお戻り願います。

議会議決経緯につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で報告第17号の説明とさせていただきます。よろしくご理解のほうお願いいたします。

議長（阿部 均君）報告第17号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第6．議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第53号亘理地域介護認定審査会特別会計条例についてご説明申し上げます。

配布資料No.2、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由です。提案理由については、地方自治法の規定により、亘理地域介護認定審

査会事業の円滑な運営と、その経理を適性を図るため、特別会計を設置する条例を制定するものでございます。

では、設定内容についてです。介護保険事業における亙理地域介護認定審査会については、本町と亙理町の2町で共同設置しております。この審査会の庶務を掌握する町を4会計年度ごとに交代して実施しているところであります。

については、来年度、平成31年度から本町が幹事町となることから、当該審査会を運営するための特別会計を設置する条例を制定するものであります。

こちら、次の(1)本町における幹事町の任期です。来年度から平成34年度までの4年間となります。

(2)名称、(3)予算科目等は記載のとおりとなります。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

以上、議案第53号について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

---

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

---

議長(阿部 均君)これから議案第53号亙理地域介護認定審査会特別会計条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

議長(阿部 均君)日程第7. 議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(菅野寛俊君)はい、議長。それでは、議案第55号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.4、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する本年8月10付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえた、本町職員の給料月額等の改定を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、1点目は給料表の改定であります。民間給与との格差を解消するため、給料表を平均で0.2パーセント引き上げるものであります。引き上げに当たっては、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度の改定を行い、その他は400円の引き

上げを基本に改定するものであります。

次に、2点目は、宿日直手当の改定であります。勤務1回の単価を200円引き上げるものであります。

次に、3点目は、期末勤勉手当の改定であります。民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数4.40月分から4.45月分、年間0.05月分引き上げるもので、表の上段、12月期の勤勉手当で0.05月分引き上げるものでございます。

なお、表の下段、平成31年度以降については期末勤勉手当の支給月数を6月期、12月期、それぞれ同じ月数に平準化するものであります。

2の施行期日でございますが、(1)の給料表の改定及び(2)の宿日直手当の改定は公布の日とし、平成30年4月1日に遡及し、適用いたします。

(3)の期末勤勉手当の改定のうち、勤勉手当の支給月数の改定は、公布の日から施行し、12月1日から適用いたします。

なお、年間支給割合の変更は、来年4月1日からの施行となります。

以上、議案第55号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第55号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第56号山元町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.5、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため、提案するものであります。

1の改正内容でございますが、町の常勤の特別職である町長、副町長及び教育長に支給される期末手当の改定を行うもので、年間支給月数を3.30月分から、3.35月

分、年間0.05月分引き上げするものでございまして、表の上段12月期の期末手当で0.05月分引き上げるものでございます。

なお、表の下段、平成31年度以降については期末手当の支給月数を6月期、12月期、それぞれ同じ月数に平準化するものであります。

2の施行期日でございますが、公布の日とし、12月1日から適用いたします。

なお、年間支給割合の変更は、来年4月1日からの施行となります。

以上、議案第56号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第56号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第57号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.6、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と、議会議員の期末手当支給月数の整合性を図るべく改正を行うため、提案するものであります。

1の改正内容及び2の施行期日でございますが、議案第56号と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第57号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第57号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第58号山元町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.7、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

1の改正内容でございますが、学校教育法の一部改正によって、本条例で引用している箇所の項ずれが生じたことによる改正でございます。議案の最終ページの新旧対照をご覧ください。本条例内に規定をしておりました学校教育法104条第4項第2号が、同法の改正により第104条第7項第2号に改めたことに伴いまして改正するものでございます。

議案の概要にお戻りください。

2の施行期日でございますが、平成31年4月1日とするものです。

以上、議案第58号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第58号山元町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月11日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時00分 散 会

---